

帯状疱疹ワクチンの予防接種について(説明書)

1. 帯状疱疹について

帯状疱疹は、過去に水痘(水ぼうそう)にかかった時に体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

2. ワクチンの種類・効果・安全性について

使用可能なワクチンは下記の2種類です。

○乾燥弱毒生水痘ワクチン【ビケン】(生ワクチン) ……………接種回数:1回(皮下)

○乾燥組換え帯状疱疹ワクチン【シングリックス】(不活化ワクチン) ……接種回数:2回(筋肉内)

標準的には、2か月の間隔をおいて2回筋肉内に注射しますが、1回目の接種から2か月を超えた場合であっても、6か月後までに2回目の接種を行うことが望ましいとされています。また、病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

帯状疱疹に対する効果	生ワクチン	不活化ワクチン
接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。

頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	不活化ワクチン
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

*ワクチンを接種した部位の症状(各社の添付文書より厚生労働省において作成)

3. 接種を受けられない方

- ・明らかな発熱を呈している方
 - ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - ・本剤の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
 - ・上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- ※生ワクチンの接種を希望される場合、上記に加えて、妊娠していることが明らかな方、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方及び免疫抑制をきたす治療を受けている方は接種できません。

4. 接種に注意が必要な方

以下の方は、接種にあたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ・これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- ・けいれんを起こしたことがある方
- ・免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・帯状疱疹ワクチン(生ワクチン、組換えワクチン)の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- ・生ワクチンの接種を希望される場合、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。
- ・組換えワクチンの接種を希望される場合、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方

5. 接種対象者(これまでに帯状疱疹ワクチンの助成を受けたことがない方)

接種日において越生町に住所登録があり、以下のいずれかに該当する方

【定期接種】(国の制度)

- ・年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
- ・60～64歳でヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ・100歳以上の方(令和7年度のみ対象)

【任意接種】(町の制度)

50歳以上の方のうち、定期接種の対象者に当てはまらない方

6. 助成費用

接種回数1回につき5,000円を上限として助成します。

※ワクチンの種類や医療機関により、1回あたりの自己負担額が異なります。予約の際にはあらかじめ医療機関にご確認いただきますようお願いいたします。

○定期接種対象者で指定医療機関にて接種、または接種協力医の登録をされている医療機関にて接種する場合

医療機関で設定している金額から5,000円を差し引いた金額が自己負担額となります。自己負担額は、医療機関の窓口でお支払いください。

○任意接種対象者で指定医療機関にて接種する場合

医療機関で設定している金額から5,000円を差し引いた金額が自己負担額となります。自己負担額は、医療機関の窓口でお支払いください。

○任意接種対象者で指定医療機関以外にて接種する場合

接種した医療機関であらかじめ接種費用の全額をお支払いください。後日、町へ申請することで、接種1回あたり5,000円を助成します。

申請場所：越生町保健センター

持参する物：領収書(接種の内容が分かるもの)、予防接種済証、印鑑、振込先がわかる通帳等

7. 帯状疱疹予防接種指定医療機関

越 生 町：市川医院、越生メディカルクリニック、かあいファミリークリニック

毛呂山町：おっぱ小児科・アレルギー科クリニック、長瀬クリニック、初野医院、ハピネス会川角クリニック、街かどのクリニック、ゆずの木台クリニック、HAPPINESS 館クリニック

8. 被害救済制度について

【定期接種を受けた場合】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に、給付を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、越生町保健センターへご相談ください。

【任意接種を受けた場合】

任意接種で健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)で実施している医薬品副作用被害救済制度の対象となります。詳しくは独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページをご確認ください。

※その他、気になる点等については、医師に確認の上、接種してください。

問い合わせ 越生町保健センター 電話 049-292-5505